

新型コロナウイルス感染症にかかる偏見や差別を生まないために私たちにできること

問 人権推進課
☎088・684・1148
生涯学習人権課
☎088・686・8803

本年度に入り、徳島県でも新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、若い世代の感染者も増加するなど、誰がいつ感染するか分からない状況が続いています。

そのような中、感染者やその家族の住所を特定しようとしたり、最前線でウイルスと闘う医療従事者や物流を支える運送業者などに心ない言葉を浴びせたりする言動が社会問題化しています。病気や職業によって人を排除することは差別であり、決して許される行為ではありません。

人権を尊重する意識が広く浸透し、誰も差別され

ることなく安心できる社会をつくっていくためには、無自覚であっても誰かを傷つけている可能性があることを一人ひとりが常に意識することが必要です。自分の言動が差別のきっかけになっていないか、振り返る習慣をつけましょう。気付きをスタートラインとし、人権を尊重する意識を周囲にも浸透させることが、誰もができる差別を生まない「心のコロナ対策」になります。

一人ひとりが新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、冷静に行動することで、思いやりや優しさのあふれる「人権尊重のまち 鳴門」にしていきたいと思います。

相手の立場を理解し、冷静に、思いやりをもって行動できていますか？

～さまざまな事例を基にチェックしてみましょう～

- 1 感染した人や治療を終えて復帰した人への思いやりをもつ
- 2 感染した人の住所や勤務先の検索、拡散をしない
- 3 感染した子どもや医療従事者の子どもへの差別や偏見を持たない
- 4 インターネット、SNS上での誹謗中傷やデマの拡散をしない
- 5 感染した人の家族への思いやりをもつ
- 6 県外から来訪した人への差別や非難、県外ナンバー車両への嫌がらせをしない
- 7 マスク着用が困難な方の事情を理解する
※感覚障がいやパニック障がいなど、事情によりマスク着用が困難な方もいます。
- 8 外国人への嫌がらせや暴言をしない

このほかにも、日常のコロナに関する会話の中で、差別につながる言動がないか、日々振り返っていきましょう。